

平成 26 年 8 月 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

台風第 8 号による被災者に係る被保険者証等の提示等
及び公費負担医療の取扱いについて

平成 26 年台風第 8 号による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、医療機関を受診した際に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）の他、被用者保険の被保険者にあつては事業所名を、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）を申し立てることにより、保険診療を受けることが可能な取扱いとする旨、別紙（添付資料 1）のとおり厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出されました。

また、公費負担医療の対象者であつて、医療券等の関係書類を消失あるいは家庭に残したまま避難している等の場合には、各制度について、当面別紙（添付資料 2）のとおり、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①別紙の各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診することが可能であり、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする事務連絡が、厚生労働省関係当局より発出されました。

なお、当該被災者に係る診療報酬等の請求及び公費負担医療の請求等の取扱いについては、平成 25 年 1 月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（添付資料 1-別添）及び平成 25 年 2 月 21 日付け「暴風雪被害による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて」（添付資料 2-別添）に準じた取扱いですので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

これらに加えて、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者（被扶養者を含む）、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料（税）の納期限の延長及び猶予等の取扱いについては、別紙（添付資料 3~5）のとおり、平成 25 年 5 月に発出された事務連絡に準じた取扱いであることを申し添えます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 平成 26 年台風第 8 号の接近に伴う大雨による被災者に係る被保険者証等の提示等について
(平 26.7.15 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

2. 台風 8 号による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて
(平 26.7.17 事務連絡 厚生労働省健康局 総務課、疾病対策課、結核感染症課
雇用均等・児童家庭局 母子保健課
社会・援護局 保護課、援護企画課
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課)

3. 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について
(平 25.5.23 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)

4. 災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いにつ
いて
(平 25.5.2 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課)

5. 災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて
(平 25.5.2 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課)